



釧路市共同募金委員会釧路地区委員会 赤い羽根共同募金助成事業“公募”要領

(事業実施年度一令和8年度一)

釧路市共同募金委員会釧路地区委員会では、市民の皆さまからの温かい気持ちに応えるべく、ご協力いただいた募金を幅広く有効に活用いただくために『公募』方式を取り入れ、助成を希望する団体を募集いたします。

1 助成対象となる団体

釧路市内で活動する民間福祉団体・グループ・施設等で次の要件を満たした団体と致します。

- (1)自主性～特定の企業、政党、宗教団体などから独立して運営されていること
- (2)非営利～その活動や事業から生じる利益・剰余金を構成員に分配しないこと
- (3)公開～活動の内容や団体の組織構成、財務の状況を自ら公開できること

2 助成の対象となる福祉活動・事業

市内の福祉充実に寄与する令和8年度の福祉活動・事業に対して助成致します。

助成率は、事業費総額の10分の9以内を原則とし、申請を受け付けます。

- (1)福祉団体の各種福祉活動・事業に要する費用
- (2)住民参加により行われる地域生活の支援に関する事業や
地域における福祉的課題解決に向けた事業に要する費用
- (3)障がい者施設等の各種事業・備品整備事業に要する費用

申請にあたっては、特に下記の点を考慮願います。

- (1)本助成によって新たに取り組むもの
- (2)既存の事業であっても助成によってその一部について新たな取り組みになるもの、または拡充、充実することが見込まれるもの

3 応募の方法

共同募金助成事業明細書(申請書)に必要事項を記入し、直近の決算書、予算書、事業報告書などを添えてご提出いただきます。

また、備品整備事業の場合は、カタログ及び見積書を添付してください。

その他、事業の内容がわかる資料の提出を求める場合があります。

書類のご提出は、内容確認も含め、応募先（事務局）に直接ご提出願います。

- (1)応募期間～令和7年12月19日(金)まで
- (2)応募先～釧路市共同募金委員会釧路地区委員会
〒085-0011 釧路市旭町12番3号 釧路市総合福祉センター1階
電話24-1565

4 選考結果・助成の決定・交付

釧路市共同募金委員会釧路地区委員会 審査委員会で申請内容を確認・選考させていただき、決定致します。 ※当年度の募金実績により、応募どおりにお応えできない場合がございます。

- (1)選考結果通知～2月上旬頃
- (2)助成決定通知～4月中旬頃
- (3)助成金交付式～6月中旬頃

5 その他の

助成を受けた団体は、助成金をもとに活動された内容を所定の報告書でご提出いただきます。加えて、寄付者に向けたありがとうメッセージ（写真付き）をご提出いただき、その後の広報に活用させていただきます。